

## 鳥取県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）は除く。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、介護サービスを円滑に継続するために必要な備品等の購入費用に対する補助を行うことで、物価上昇や気候変動の影響等による災害など様々な困難が発生したときにおいても、介護サービスを継続的に提供できるよう支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、同表第4欄に掲げる額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、県が別に定める日までに行わなければならない。

2 前項の交付申請に当たっては、様式第1号により申請することとし、様式第2-1号、様式第2-2号を添付するものとする。

3 規則第5条第1項第2号に掲げる書類は不要とする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、令和8年5月29日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 変更等の承認は、原則として、変更申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和8年8月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

らない。

- 2 前項の実績報告に当たっては、様式第4号により申請することとし、様式第5-1号、様式第5-2号を添付するものとする。
- 3 規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。
- 4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（証拠書類の保管）

第8条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行し、令和7年12月22日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 補助事業
介護事業所等に対するサービス継続支援事業
2 対象事業者
別表 2 に掲げる県内の介護サービス事業所等
3 補助対象経費
<p>(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応経費</p> <p>気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するために必要となる費用として、以下に掲げる経費。</p> <p>① 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所</p> <p>ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>② 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所</p> <p>ア 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>イ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p> <p>(2) 災害備蓄等への対応経費</p> <p>災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要となる設備・物品等の整備に係る費用として、以下に掲げる経費。</p> <p>① 入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所</p> <p>ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ その他災害への備えとして必要と認められる経費</p> <p>※ただし、備品の購入等に係る経費のうち、1 件あたり 50 万円以上の支出を伴うものは補助対象外とする。</p>
4 補助額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設ごとに別表 2 で定める基準単価と第 3 欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</li> <li>・基準単価を超えない範囲で、1 事業所・施設ごとに 3 (1) 及び (2) の両方を申請することができる。</li> <li>・1 事業所・施設につき、1 回までの申請とする。</li> </ul>
5 その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表 2 で定める訪問介護事業所の延べ訪問回数及び通所介護事業所の延べ利用者数は、令和 7 年 4 月サービス提供分から 9 月サービス提供分までの平均とする。</li> <li>・別表 2 で定める介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和 7 年 4 月 1 日時点の定員とする。</li> <li>・申請時点で指定を受けている事業所・施設等を補助対象とし、休止中の事業所は再開している場合に限り対象とする。この場合の訪問介護事業所の延べ訪問回数及び通所介護事業所の延べ利用者数について、令和 7 年 4 月から 9 月までに指定を受けた又は再開した事業所は指定日又は再開日から令和 7 年 9 月までのサービス提供分の平均とし、令和 7 年 10 月以降に指定を受けた又は再開した事業所は指定日又は再開日から申請時点までのサービス提供分の平均とする。なお、令和 7 年 4 月 2 日以降に開設した施設等の定員数は開設日時点の定員とする。</li> <li>・各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象外とし、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まないこととする。</li> </ul>

別表 2

(単位：千円)

事業所・施設等の種別		基準単価
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上
5	訪問入浴介護事業所	200/事業所
6	訪問看護事業所	200/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所	200/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下
10		1月あたり延べ利用者数601人以上
11	通所リハビリテーション事業所	200/事業所
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200/事業所
13	福祉用具貸与事業所	200/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	200/事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200/事業所
22	居宅介護支援事業所	200/事業所
23	介護老人福祉施設	6/定員
24	介護老人保健施設	6/定員
25	介護医療院	6/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6/定員
27	短期入所生活介護事業所（※）	6/定員
28	養護老人ホーム	6/定員
29	軽費老人ホーム	6/定員

（※）空床利用型を除く。